



保健福祉課より

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に超えた分を払い戻す制度です。上限額は個人や世帯の所得によって決まっています。

今回の制度改正で、70歳以上の皆さまの高額医療費の上限額が以下のように変わります。

平成29年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円)
一般	課税所得 145万円未満の方	12,000円	44,400円
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

平成29年8月から

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円)
一般	課税所得 145万円未満の方	14,000円 年間上限 14万円4,000円	57,600円 (多数回 44,400円)
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円



お問い合わせ先 本庁 保健福祉課 保険チーム ☎ 22-3041 支所 住民生活課 民生チーム ☎ 25-2511

就労準備セミナーの開催について

「大隅くらし・しごとサポートセンター」では錦江町の住民を対象に次のとおり、就労準備に関するセミナーを錦江町役場会議室で開催します。

主な内容はパソコン基礎練習や職業適性化検査等です。定員が決められていますので早めの申込をお願いします。



	パソコン (文書作成)	パソコン (応用編)	自己発見セミナー (職業適性等)
日時	6月21日(水) 14時 ~ 16時	7月5日(水) 14時 ~ 16時	7月19日(水) 10時~12時 / 13時~15時
場所	役場本庁会議室	役場本庁会議室	役場本庁会議室
定数	5名	5名	10名

お申し込み・お問い合わせ

大隅くらし・しごとサポートセンター 担当：中村

☎0994-52-2072 (平日) / ☎0994-45-7428 (土日祝専用)

※役場保健福祉課 福祉チームでも受け付けていますのでお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 本庁 保健福祉課 福祉チーム ☎ 22-3042